

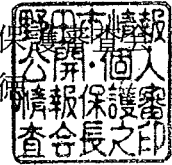


平成29年度答申第4号

平成29年9月7日

野田市長 鈴木 有 様

野田市情報公開・個人情報保護審
会 長 須 賀 昭 徳



野田市情報公開条例第16条第1項の規定による諮問について（答申）

平成29年3月8日付け審査請求（市長）第3号の2『諮問書』による行政文書
部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人が平成28年10月20日付けで提起した、処分庁である野田市長が行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、審理員意見書のとおり、審査庁が、本件処分のうち「号」及び「構成」の欄の情報を不開示とした部分の処分を取り消し、当該部分を開示する裁決をすることは、結論において妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨及び意見

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 野田市人権施策推進協議会委員名簿のうち「号」、「構成」、「内訳」、「野田市人権施策推進協議会」、「福社会館等部会」、「氏名」は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」に該当しない。
- (2) 委員の選出区分のうち、「同和問題関係者」は、「同和関係住民」のみを示すものではなく、用語定義や要件定義も野田市人権施策推進協議会設置条例上にない。このため、「同和問題関係者」であることが開示されても社会的差別の原因となるおそれはない。さらに、一般市民は、「同和問題関係者」という選出区分が同和地区を代表する者で構成されていることを知りえない。

2 処分庁の主張の要旨

野田市人権施策推進協議会委員名簿のうち「号」、「構成」、「内訳」、「野田市人権施策推進協議会」、「福社会館等部会」、「氏名」は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」に該当する。野田市人権施策推進協議会委員には同和関係問題者が含まれる。この点、同和問題関係者であることは、社会的差別の原因となるおそれがある個人情報であり、保護すべき必要性が非常に高い情報である。本件名簿には、委員の氏名は野田市人権施策推進協議会設置条例で規定される選出区分に該当する順に記載されている。そのため、仮に氏名のみを開示したとしても、本件名簿の記載順及びその他の情報との照合により、同和問題関係者であることが識別されうる。また、委員の氏名、任期及び役職は、野田市ホームページで公表している委員名簿に記載している。そのため、選出区分毎の委員の人数が分かる情報のみを開示した場合であっても、例えば、特定の委員が医師であることが判明すれば、その委員は医師会の代表であると推定することが可能となるなど、選出区分によって委員の特定が容易に行いうるものもあり、選出区分毎の委員の人数が分かる情報を開示すると、委員の職業や所属団体を他の情報と照合して推定することで、それぞれの選出区分毎の委員の特定をされるお

それが高まり、同和問題関係者に該当する委員の特定につながる。なお、野田市人権施策推進協議会において、公表用の同協議会名簿について審議しているが、審議の結果、委員の個人情報と保護するため、委員それぞれの選出区分は公表しないことが決定されている。

3 審査庁の意見

審理員意見書のとおり、原処分のうち「号」及び「構成」を不開示とした部分の処分を取り消し、これを開示する裁決をすべきであるとする。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分に対する審査請求には一部理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分のうち、「号」及び「構成」を不開示とした部分の処分は取り消されるべきである。

2 審理員意見書の理由

野田市人権施策推進協議会委員名簿のうち、「号」、「構成」、「内訳」、「野田市人権施策推進協議会」、「福祉会館等部会」、「氏名」について、「個人に関する情報」であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」に該当するか否かが、ここでの争点である。この点、委員の氏名が「個人に関する情報」に該当し、そのみをもってして特定の個人が識別され得るものであることは、明らかである。また、「内訳」には各委員の所属等が記載されるところ、こうした事項も「個人に関する情報」に該当することは、明らかである。そして、各委員の内訳（所属等）は、当該情報そのものにより又は氏名等の他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得る情報と言える。さらに、「野田市人権施策推進協議会」「福祉会館等部会」には各委員の役職が記載されているところ、これも「個人に関する情報」に該当する。そして、委員の氏名及び役職が、委員の氏名の五十音順に公表されていることからすると、役職を公表すると、すでに公表されている情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ると言える。

一方、「号」には野田市人権施策推進協議会設置条例3条2項各号に対応する号数が、「構成」には同条項各号に対応する選出区分が記載されているところ、これらの情報は一般的な内容であり、特定の「個人に関する情報」とは言えない。そして、これらの情報が公開されただけでは、特定の個人が識別され得ることにはならない。

この点について、処分庁は、「選出区分毎の委員の人数が分かる情報のみを開示した場合であっても、例えば、特定の委員が医師であることが判明すれば、その委員は医師会の代表であると推定することが可能となるなど、選出区分によって委員の特定が容易に行いうるものもあり、選出区分毎の委員の人数が分かる情報を開示すると、委員の職業や所属団体を他の情報と照合して推定することで、それぞれの選出区分毎の委員の特定をされるおそれが高まり、同和問題関係者に該当する委員の特定につながる。」と主張する。しかし、先述の通り、

「号」及び「構成」に記載されるのは野田市人権施策推進協議会設置条例3条2項各号に対応する号数及び選出区分に過ぎず、これらが特定の個人に関する情報に該当するとは考えられない。

また、処分庁は、「同和問題関係者」を選出区分とする委員が特定されることを懸念する。しかし、「同和問題関係者」という選出区分と、五十音順に公表されている氏名のみをもってして、どの委員が「同和問題関係者」という選出区分をもって選出されているかを特定することは困難である。よって、この点に関する処分庁の主張を採用することは出来ない。

以上のとおり、「氏名」、「内訳」、「野田市人権施策推進協議会」、「福祉会館等部会」の各項目は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」に該当するが、「号」及び「構成」は該当しない。よって、野田市人権施策推進協議会委員名簿の一部を非公開とした処分は、「氏名」「内訳」「野田市人権施策推進協議会」「福祉会館等部会」を非公開とした点では正当だが、「号」及び「構成」を非公開とした点では失当である。

なお、審査請求人は、野田市人権施策推進協議会設置条例3条2項(6)に規定される委員選出区分の一つである「同和問題関係者」は「同和関係住民」を意味するものでなく、「同和問題関係者」であることが開示されても社会的差別の原因となるおそれはない等と主張する。しかし、ここで問題となるのは、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」の該当性であり、「同和問題関係者」が何を意味するかでない。仮に「同和問題関係者」が「同和関係住民」を意味しないという審査請求人の主張に依ったとしても、それが故に「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」の該当性が否定されるものでないから、この点に関する審査請求人の主張は失当である。

第4 調査審議の経過等

1 調査審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年3月8日	諮問書の受理
平成29年3月14日	審査請求人から意見陳述申出書の受理
平成29年3月16日	審査請求人から意見書等提出申出書の受理
平成29年3月30日	審議
平成29年4月14日	市長から対象行政文書の写しを受理
平成29年4月26日	審議
平成29年5月15日	審議 審査請求人の意見陳述
平成29年6月5日	審議
平成29年6月27日	審議

平成29年8月2日	審議
平成29年8月30日	審議

2 審査会に対する審査請求人の意見書及び意見陳述における主張の要旨

(1) 意見書

- ① 名簿に記載された委員は市の非常勤特別職の職員であり、公務員に当たる。公務員の氏名の公開は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡協議会議申合せ（府省申合せ））」によれば、職務遂行に係る公務員の氏名については「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することになり、不開示情報に当たらない。これを準用すれば「氏名」欄は不開示情報に当たらないことは明らかである。
- ② 「野田市人権施策推進協議会」及び「福祉会館等部会」の欄に記載された情報は、同協議会における委員の役職であるから、公務員等の職に係る部分に該当するため不開示情報に当たらない。
- ③ 「内訳」欄に記載された情報は、委員選出に当たっての根拠となることが「構成」欄（委員の選出区分）と合わせて名簿に記載し表示していることから十分推定され、同情報は、「慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」に該当するから不開示情報に当たらない。
- ④ 処分庁は、「同和問題関係者」という選出区分で選出された委員を「同和関係住民」とする根拠のない誤った解釈をし、同区分によって選出された委員の氏名が特定されることを懸念し、俗に言う「海苔弁」状態の部分開示を行った。諮問庁は、処分庁が懸念した「同和関係住民」の氏名が特定されるか否かの点について判断することを避け、さらに、野田市人権施策推進協議会設置条例第6条第3号から第6号や氏名を公にすることにより個人の権利利益を害することになるかなどについても全く検討していない。
- ⑤ 「同和問題関係者」は、処分庁が独自に「同和問題関係者」イコール「同和関係住民」という誤った限定解釈をしているに過ぎない。

「同和对策審議会答申（1965年政府同和对策審議会）」において「同和問題関係者」という用語は定義されていない。国会会議録検索システム（国会図書館）で全文検索しても過去に「同和問題関係者」という用語が使われた事実は衆議院及び参議院ともに現在に至るまで一度もないことから明らかである。

一方、委員の選出区分の一つとして、「女性問題関係者」がある。「女性問題関係者」が「女性の平等権・自由権をはじめとする人権侵害、差別、抑圧、疎外などを受けている女性」という限定解釈をされることは社会通念上ない。むしろ「女性問題関係者」という用語は、「女性問題の解決に取り組む個人や団体に所属する個人」という広義の解釈が一般的である。

同様に、「同和問題関係者」という用語についても「同和問題の解決に取り組む個人や団体に所属する個人」という広義の解釈が一般的である。「同

和問題の解決に取り組む個人」とは当然に「同和関係住民」ばかりではなく、「同和問題の解決に取り組む団体」の構成員が「同和関係住民」のみで構成されている事実もない。

- ⑥ 同和問題関係者という用語について用語定義や要件定義がなく、本来の用語の意味からすれば「同和関係住民」のみを示すものでない「同和問題関係者」の区分で選出された委員が、結果的に「同和関係住民」の代表者だけで構成されてしまっているに過ぎない。
- ⑦ 審査請求人は原処分の理由及び弁明書によって意図せず、「同和問題関係者」が「同和関係住民」であることを知ることとなった。その事実は従来から一般市民には一切公表も公開もされておらず、結果的な実態と処分庁の内部理解でしかない「同和問題関係者」という選出区分で選出された委員が「同和関係住民」である事実を不用意に原処分に係る部分開示決定通知書の理由や同弁明書に処分庁が記載したことに起因することであり、このことに関して審査請求人に一切の落ち度はなく、その責任の所在は処分庁にある。
- ⑧ 以上のとおりであるから、委員の氏名欄等の情報を公開しても「同和関係住民」の氏名が特定されるおそれはなく、委員に特段の支障が生ずるおそれもないから、「号」及び「構成」の欄を不開示とした部分の処分は取り消されるべきであるとの結論に関する部分を除き、諮問庁の主張と判断は失当である。

(2) 意見陳述

- ① 人権施策推進協議会の争点は、(ア)委員の氏名、野田市人権施策推進協議会欄や福祉会館等部会欄に示された協議会の役職、それらが野田市情報公開条例第6条第2号でいう不開示情報であるか、(イ)内訳欄に示された委員の所属等が条例第6条第2号のいう不開示情報であるか、(ウ)同和関係住民であることがそれらによって特定されるかということである。

人権施策推進協議会の委員は、非常勤特別職の市職員のため条例第2条第2号ただし書ウにいう公務員等に当たる。公務員の氏名の公開については、審査請求人証拠1号で示したとおり、職務情報に含まれる職員の氏名については、特段の支障が生ずる場合を除き、公にするものとしている。これによらなくても、情報公開条例の解釈及び運用の手引の条例第6条第2号ただし書アの解釈例示として、「従来から公表されており、かつ、今後とも開示しないこととする理由のないことが明らかである情報」と分類して、附属機関等の委員名が示されている。委員の氏名が不開示情報に該当しないことは、市の手引に書いてあるとおり当たり前の話で、審理員意見書は、委員の氏名を不開示情報だとして、人権施策関連の本編の所に触れないで逃げていると考えている。

人権施策推進協議会欄や福祉会館等部会欄に示された協議会での役職は、条例第6条第2号ただし書ウの公務員の職そのものなので、不開示情報に該当しないことは、明白である。

内訳欄に示された委員の所属等は、構成欄で示された委員の選出区分と合わせて、その選出根拠を示す情報のため、条例第6条第2号ただし書アの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、不開示情報に該当しないことは、明白である。

以上は議論するまでもない争点であり、本来の争点は委員名簿の公開によって同和関係住民であることが特定されるか否かである。しかし、審理員意見書を読む限り、審理員は争点を変え、委員の氏名を不開示情報とし、その先を避けている。この審査会に判断を押し付けたと理解せざるを得ない。これは審理員制度の信頼性に関わることだと考える。

本来の争点については、審理員意見書で審査請求人の主張に対して全く応答しておらず、(ア)1965年の政府の同和対策審議会の答申において、「部落民（被差別部落民）のことを同和関係住民という」と用語定義がされている。(イ)国会会議録検索システムで全文検索をしたが、この意味で同和関係者という用語が使われたということは一切なかった。つまり、部落民が被差別部落民を指す言葉として同和问题関係者という使われ方はされていない。政府では同和関係住民という使われ方がされている。(ウ)諮問庁が使用する同和问题関係者という用語は、一般的には同和问题解決に取り組む個人や団体に所属する個人という広義の解釈が一般的で、その例として、女性問題関係者とは、セクハラを受けている当事者ではなく、女性問題に取り組んでいる個人、団体であるだろうという解釈が一般的であることが挙げられる。そこからしても、同和问题関係者が同和関係住民だけを占めているというのはおかしい話である。(エ)人権施策推進協議会の委員のうち、同和问题関係者という選出根拠で選ばれた者が同和関係住民であるということは、結果論でしかなく、その事実はこれまで公表されたこともなかったはずである。行政側の同和问题関係者という区分の委員は被差別部落の住民だという主張は、公に言われていないことだと思っている。(オ)したがって、名簿の情報を公開しても、同和関係住民の氏名が明らかになることは、ありえない。

- ② 審査請求人は「野田市を良くする市民の会」という会のメンバーで、昨年8月以来、市の審議会等の活性化を目指して委員の名簿や議事録等の資料を公開するよう公開質問状でお願いしている。この活動をして、委員の選出の妥当性、その検証を進めている。審査請求人は同和関係住民の氏名を明らかにしようとしているものではない。審査請求人が問題視するのは、諮問庁は条例を含めて同和问题関係者という用語の定義を一切していないにもかかわらず委員選出の実態を持ち出して、同和问题関係者イコール同和関係住民という独自かつ後付け的な解釈によって、委員名簿の各情報を非公開としていることに憤りを感じている。
- ③ 審議会等の委員の選出根拠は、そのまま委員報酬の妥当性に直結するものと考えている。行政がその説明責任を負っている。今回の一連の開示請求と審査請求は、審議会等委員の選出根拠について説明責任を果たすこと

を市長に求めている。情報公開条例の第1条の目的に、「市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるように」と定められているが、一連の不開示決定はそれに背を向けている。現代の日本社会においては過剰な個人情報保護意識による弊害も認識されてきている。審査会は、そのような意識にとらわれることなく、公正な答申を出していただきたい。

- ④ 現在、私は住民監査請求をしているところである。その内容はコミュニティバス検討専門委員の選出と委員への報酬の支払が違法で、これを是正することを求めるものである。この住民監査請求に関する意見陳述は、本来なら、関係機関の陳述を私が立ち会うこともできるし、一般市民が関係機関と私の陳述を傍聴できることになっている。ところが、監査委員から第三者の個人情報を保護する必要があるため意見陳述の立会いも傍聴も認めないとの通知があった。監査委員事務局に尋ねたところ、今回私が開示請求したコミュニティバス関連の文書の中で、一部委員の居住地が黒く消され、不開示になっている部分がある。住民監査請求では、それを資料として提出しており、意見陳述の中で、その部分が明らかになるといけないため、自分の立会いも一般市民の傍聴も認めないという説明であった。本来、これは選出根拠で開示すべきものなので、誤った認識を行政側が持つ結果として、住民監査請求の意見陳述の立会いなど、一般市民の傍聴する権利が不当に侵害されているため、一つの事例として紹介させていただく。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の適法性又は相当性について

(1) 「同和問題関係者」について

審理員意見書では、委員の選出区分の一つである「同和問題関係者」が「同和関係住民」を意味するものであるか否かが問題ではなく、「号」、「構成」、「内訳」、「野田市人権施策推進協議会」、「福祉会館等部会」、「氏名」が「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」の該当性を審査し、「号」及び「構成」については、これを開示しても特定の個人が識別され得るものに該当しないとしている。

しかし、当審査会においては、処分庁が提出した弁明書の中に「野田市人権施策推進協議会の設置に当たり、関係者の方々とともに取り組んできた同和問題に対する取組の重要性はこれまでと変わらず、これまでの同和行政を後退させることのないよう同和地区の意見をしっかりと踏まえるために同和地区を代表する者を委嘱する方針」と記載があるため、事務局職員に、野田市人権施策推進協議会の委員のうち「同和問題関係者」が「同和地区を代表する者」の中から委嘱されていることが公にされている事実があるか調査させたところ、別紙②野田市議会委員会会議録（抜粋）のとおり、市議会の文教福祉委員会において「同和問題関係者」を「同和地区を代表する者」の中

から委嘱していることを当局が説明していることが分かった。

このため、「同和問題関係者」である委員の個人情報については、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として、保護すべき必要性が非常に高いものであると認められる。

(2) 他の情報と照合することにより識別され得る個人情報について

既に野田市のホームページにおいて、委員の氏名、任期及び役職の情報は公開されている。そのため、野田市人権施策推進協議会設置条例に規定している委員の選出区分の順番その他の情報との照合により、「内訳」、「野田市人権施策推進協議会」、「福祉会館等部会」及び「氏名」を開示すると、「同和問題関係者」が特定されるおそれがあると認められる。

一方、「号」には同条例第3条第2項各号に対応する号数が、「構成」には同項各号に対応する選出区分が記載されており、これらの情報を開示しても、他の「内訳」、「野田市人権施策推進協議会」、「福祉会館等部会」及び「氏名」を開示しなければ、「同和問題関係者」が特定されることにはならないと認められる。

以上のことから、審理員意見書にあるとおり、「号」及び「構成」の欄の情報については、これを開示すべきである。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

審査請求人が開示を求める情報を前記の基準に基づいて個別に検討した結果、記載されている情報が委員がどのような学識経験を有しているかを判断するためのその者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報とは結び付いていないので開示することはできないという結論になった。

それは開示請求対象文書が事務局が委員との間で事務連絡するために作成した文書であるという性格から来る制約である。

一方、視野をもう少し広げると、委員がどのような学識経験を有しているかは、選任権者である市長が委員に何を期待しているか、また、選任された委員が何の学識経験を審議会の審議に生かせるかを明らかにする情報である。

野田市では公表用の委員名簿というものがあり、公表されている。

上記の観点からすれば、公表用の委員名簿には、委員名のほかに、上記のその者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報が簡潔でもいいから掲載されることが望ましいと考える。

それは、審議会の委員が非常勤特別職の公務員であるという性格に由来すると考える。

もっとも誤解のないように言えば、上記の特技、経験とは専門家ということ

なく、野田市という地方自治体にあつては例えば「地域の実情に詳しい人」というようなこともありうると思えられる。

また、各委員の了解を得ることも必要であると思われる。

市長におかれては、各審議会においては上記の趣旨をご考慮の上、ご検討をお願いしたい。

野田市議会委員会会議録（抜粋）

① 平成13年3月14日 文教福祉委員会

次に、議案第7号野田市人権施策推進協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

◆田中浅男委員 ちょっと伺っておきたいと思いますが、組織及び委員の関係ですが、委員全体で23名以内で組織すると、こういうことになっておりまして、1から10までの各関係者をもって23名と、こういうふうになっておりますが、正式なお話ではなかったもので、ここで確認をしておきたいと思いますが、7番目の同和問題関係者、地区代表というふうにとらえていいんじゃないかと思いますが、これらについての考え方として、私は、各地域代表2名ずつを、いろいろな今までの関係ということは、同和問題協議会あるいはその前は何かといいますからちょっと忘れしておりますけれども、いずれにしても、この種の関係が設置をされてきたことは、同和問題の解決を目指すということで出発をされてきた長い歴史があるわけでありますから、そういう点等を考えながら、野田市における人権施策推進協議会を条例化し、これを運営していくに当たっても、今言ったような過去の経過を踏まえた考え方をもって委員の枠を決めていくべきじゃないかと、こういうふうに考えておりますけれども、この委員の枠について、それぞれ教えていただきたいと思います。

◎理事（大島英彦） ただいまの御質問についてでございますけれども、基本的にこれまでの同和行政の流れの経緯があつて、それを引き継いでいくべきだという御指摘はもっともなわけでございますけれども、今回の23名の委員の構成につきましては、国連10年に基づきます国の行動計画、その中で重要な取り組み対象としての九つの人権分野の問題が掲げられているわけでございます。その九つの分野、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV、これはエイズウイルスでございますが、等の感染者、刑を終えて出所した方、そしてあとアイヌ問題でございますけれども、地域性から考えまして、アイヌ問題関係ないということでございまして、残る八つの問題につきまして、これを市として取り上げていくということになります。

その場合、同和問題につきまして、同和問題の関係の委員だけが突出して人数が多いということになってしまいますと、ほかの人権分野との関係でのバランスが崩れてしまうという懸念がございます。御指摘のとおり、地区代表の意見は十分踏まえるべきであるということは私どもも十分承知をいたしております。そういった考え方から、同和問題関係者につきましては、各地区から1名ずつと、2名から1名になってしまう部分につきましては、ほかの地区とのバランスということで御容赦をいただきたいということでございます。

同和問題関係者というカテゴリーは、各地区から1名ということで考えておりま

すので、3名ということでございまして、実は、それ以外の人権分野におきましては、例えば女性問題ですと、女性団体の方1名ばかり、高齢者の場合ですと、老人クラブ連合会あたりの方から1名出していただくというようなことで考えておりまして、ほかの分野から見ましても、同和問題の部分につきましては、委員構成について配慮しているということで御理解いただきたいと思います。

◎理事（大島英彦） 先ほどの田中委員からの御質問で、ちょっと私不適切な発言いたしまして、同和地区への配慮というような申し上げ方をしましたけれども、私申し上げたかったことは、地区の意見をしっかりと踏まえるという意味で地区代表を出していただくということで3人と、3人というのが、6人から3人に減ってしまいますけれども、ほかの地区との関係でのバランスのぎりぎり我々できる限界であるということで御理解いただきたいと思いますという意味でございまして、ちょっと配慮というような不適切な言葉でありましたということで、訂正させていただきたいと思います。

② 平成15年5月7日 文教福祉委員会

◆松本睦男委員 では41号お伺いします。人権施策推進協議会なのですが、これは先ほどと同じように23人を24人ということで1人増員ということなのですが、この考え方及び根拠について伺わせていただきます。

◎人権施策推進課長（染谷誠一） お答えいたします。合併の事務事業調整におきまして、関宿町に置かれております同和对策審議会、隣保館運営審議会を廃止して、そのかわり野田市の人権施策推進協議会の合併後の委員構成については、関宿町の実情に応じた適切な措置を講じますという調整方針が決定されまして、これを受けまして、1つには関宿町地域の状況を踏まえた意見が反映されること。また、もう一つは協議会全体の委員構成のバランスを失しないこと、また行政改革の見地からなるべく委員数を抑制すること等を考慮いたしまして、他の人権分野と比較してですね、より地域の実情、状況を踏まえた意見が求められております同和问题関係者について1名の増員をしたいというものでございます。

以上でございます。